

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	非識別加工情報の提供に際する個人への意見照会の不要化	行政機関が非識別加工情報を企業等へ提供する際には、個人情報保護委員会規則にしたがって匿名加工を行うほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8において、第三者に対する意見書提出の機会の付与等について定められているが、非識別加工情報に含まれる個人に対して個別の意見照会を行うことを定めたものではないことを明確化していただきたい。	非識別加工情報作成の際に、個人情報ファイル簿に含まれる個人に対して、個別の意見照会を実施することとなれば、非識別加工情報の提供に関する手数料が高額になるだけでなく、データの悉皆性等が欠損し、非識別加工情報の有用性を著しく減じることになる。非識別加工情報は提供を受けた企業側では、個人情報には該当しないこととなっており、個別の意見照会は不要と考えられ、その明確化が望ましい。要望が実現することで、非識別加工情報の利用手数料が軽減され、情報の悉皆性・正確性が担保されるなど、行政機関が保有する個人情報の有効活用が進むことが期待される。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8 又は 当該条文に準じて修正される各地方公共団体の個人情報保護条例
2	非識別加工情報の提案募集対象となる個人情報ファイル簿単位の見直し	行政機関の提案募集を受けて、企業等が非識別加工情報の利用に関する提案を行う際に、当該行政機関が保有している個人情報ファイルを連結した上で匿名化し、企業等に提供することを可能とすべきである。	現状では、行政機関による提案の募集は個人情報ファイル簿単位で行われている。当該個人情報ファイル簿は各行政機関が各々の取扱事務の都合で自由に単位を定めているため、同じ個人情報ファイル名であっても行政機関によって差異があることや、企業等が活用する際に必要な情報が複数の個人情報ファイル簿に分散して格納されていることがある。受領した企業側では非識別加工情報（匿名加工情報）を結合することは不可能であるため、非識別加工情報の活用の利便性が低下する。行政機関の取扱事務の分類でなく、企業側の利活用ニーズに即した単位で非識別加工情報が提供されれば、利活用の範囲が拡大する。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4、第44条の5 又は 当該条文に準じて修正される各地方公共団体の個人情報保護条例
3	非識別加工情報の提案募集対象となる個人情報ファイル簿の拡大	行政機関が非識別加工情報の提案を募集するにあたっては、ファイル簿を機微性などの観点から行政機関の判断で対象から除外するのではなく、匿名加工の強度を増すことなどにより提供を可能とすべきである。	税等に関する個人情報ファイル簿の多くが非識別加工情報の提案募集の対象になっていないなど、非識別加工情報の対象となる個人情報ファイル簿に限られているため、利活用範囲が極端に狭くなっている。加工強度を増すことなどにより提供を可能とすれば、利活用範囲が拡大する。特に税等に関する情報は、マーケティングや研究・開発への有効な活用が見込まれる。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の3 又は 当該条文に準じて修正される各地方公共団体の個人情報保護条例
4	高周波利用設備の許可申請に関して、同一仕様の予備品等に交換する場合の再度申請の不要化	高周波利用設備は、電波法100条の規定に基づく許可申請が必要とされ、許可されるまでは使用することができない。突発的に設備が故障した場合等において、現状では、同一仕様の予備品への交換であっても許可申請が必要であり、許可が下りるまで設備を稼動することができなくなる。電波環境への影響に変化がない、同一仕様の予備品に交換する場合には、再度の許可申請は不要としていただきたい。	高周波利用設備は、同一仕様の予備品への交換であっても、設備が変更になる場合には、許可申請が必要とされている。突発的に設備が故障した場合等には、許可申請から許可までに1ヶ月以上かかり、設備を稼動することができなくなる。あらかじめ許可された予備品を備えておく場合には、自社で予備品を持っておくこととなるが、許可申請には使用場所を記載することになっているため、複数の工場で同一の高周波利用設備を使用しているも、予備品はそれぞれの設備ごとに用意しておく必要があり、予備品・資産在庫などの固定費が増加する。高周波利用設備の中には消耗品として定期的な交換が必要になるものも多く、それぞれの許可申請には莫大な工数を要する。突発的な設備の故障時などの早期再稼動や、予備品の低減・固定資産の圧縮、許可申請に対する工数の低減等の観点から、本要望の実現を求めたい。	電波法100条
5	高周波利用設備（電力線）許可申請の型式指定対象への三相交流の追加	電波法第100条第1項第1号に基づく高周波利用設備許可申請については、同法施行規則第44条第1項第1号のなかで「定格電圧100ボルト又は200ボルト及び定格周波数50ヘルツ又は60ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであって、その型式について総務大臣の指定を受けたもの」である電力線搬送通信設備については、許可を要しないと定めている。単相交流に加えて、定格電圧100ボルト又は200ボルト又は400ボルト及び定格周波数50ヘルツ又は60ヘルツの三相交流を通ずる電力線を使用するものについても、その型式について総務大臣の指定を受けることを可能にしていきたい。	高周波利用設備制度は、設備から電波が輻射され、放送や無線通信に妨害を与えるおそれがあることから、設置にあたっては、総務大臣から型式指定を受けた場合を除き、総務大臣からの個別の設置許可が必要とされている。型式指定の対象となる電力線搬送通信設備は、電波法施行規則第44条により「定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの」と定められているが、近年、その対象となっていない三相交流を使用する低周波・低速PLCなどの設備の活用が広がっている。現在、三相交流の電力線設備の申請は、個別に許可を受けているが、型式指定の対象に三相交流が追加されれば、申請手続きの不要化により関連作業の短縮化が見込める。	電波法施行規則第44条第1項第1号

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
6	スーパーコンピューター分野における政府調達に係る自主的措置の見直し要望	WTO政府調達協定に基づき日本政府が政府調達の自主的措置として定めている「スーパーコンピューター導入手続」について、昨今の急速な技術の進展に即して、適用範囲の見直しおよび今後の見直しの高頻度化を求める。	中央政府組織及び国立大学法人、研究機関、一部の民間企業は政府調達協定に基づき日本政府が定める「スーパーコンピューター導入手続」（以下、本手続）の適用対象機関となっており、適用範囲（50TFLOPS以上）のコンピュータを調達する場合は、スーパーコンピューターとしてその手続に則った調達を行うこととなっている。本手続は「50TFLOPS以上の理論的最高性能を有するスーパーコンピューターの導入に適用されるが、この対象範囲は必要に応じ見直すこととする」とされているものの、2014年を最後に改正されていない状況にある。一方でコンピュータの性能は年々向上しており、AIの計算等に用いる高性能な汎用型コンピュータが本手続の対象範囲に含まれてしまう実態にある。今後、AIやディープラーニング等の研究推進やそれらを活用したサービス実現等のために、高性能な汎用型コンピュータの調達が見込まれるが、本手続に則った調達を行う場合、調達までに少なくとも5ヶ月以上の時間を要すこととなり、わが国の学術の発展や研究開発、最先端の技術を活用したサービス提供の足枷となることが懸念される。コンピュータ性能の向上など急速な技術進歩の状況に応じて、たとえば少なくとも年1回程度で範囲の見直しを行うことなど、見直しの頻度を高めることが望ましい。	WTO政府調達協定等に基づく政府調達手続に関する運用指針（政府調達の自主的措置） スーパーコンピューター導入手続